

発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の実施状況について

前回報告（１１／１３）以降の主な取組み状況について

【原子力部門の施策】

１．保安規定の変更認可申請について

本件は、平成１９年８月９日に公布された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令」に伴い「島根原子力発電所原子炉施設保安規定」を変更認可申請（第５１次）するもので、本日、原子力安全保安院長へ申請書を提出した。

【項目とその内容】

・根本原因分析の実施

事故等が発生した場合の原因を根本にまで遡って究明することをしくみとして取り入れる事で、より確実な再発防止対策を実現する。

詳細については、別紙 参照

２．その他の再発防止対策の実施状況について

- ・再発防止対策に係る各種仕組み（不適合管理等）の変更内容を盛り込んだ業務文書案について、試行検証結果を反映した修正を行い、それを周知するため実務担当者に対し教育を実施した。なお、本文書の使用については、保安規定の変更が必要であるため、予定としている来月中の保安規定変更認可申請に向けて準備を行っているところ。

【全社共通の施策】

１．コンプライアンス強調月間行事の実施

- ① コンプライアンス意識啓発ツールの配布
- ② コンプライアンス教育・eラーニングの実施等（本社、発電所、建設所）

２．「法令遵守のための教育」の実施

講師：社団法人 中国地域ニュービジネス協議会 専務理事 磯村定夫氏

テーマ：「企業人と倫理」

実施日：発電所、建設所 １１／２６（月）、２７（火）

本店（原子力） １１／２８（水）

添付書類

別紙 実用炉規則の改正内容と保安規定変更の概要

以上

実用炉規則の改正内容と保安規定変更の概要

<新たに条文が加わった改正>

実用炉規則の改正内容（下線は改正部分）	保安規定変更の概要
（保安活動の改善） 第7条の三の七 <u>二 生じるおそれのある不適合を防止するための</u> <u>予防に関する処置に関する手順（第十九条の十</u> <u>七各号に掲げる事故故障等の事象その他が発</u> <u>生した根本的な原因を究明するために行う分</u> <u>析（以下「根本原因分析」という。）手順を含</u> <u>む。）を確立して行うこと。</u>	<u>○安全に重大な影響を与える事象等について、根本</u> <u>原因分析を実施する旨を明記。</u> <u>○根本原因分析の方法およびこれを実施するた</u> <u>めの体制について手順に定め実施する旨を明記。</u>

<条文の一部が改正されたもの>

実用炉規則の改正内容（下線は改正部分）	保安規定変更の概要
第16条 十九 原子炉施設の品質保証に関する <u>こと（根本原</u> <u>因分析の方法及びこれを実施するための体</u> <u>制を含む。）。</u>	<u>○安全に重大な影響を与える事象等について、根本</u> <u>原因分析を実施する旨を明記。</u> <u>○根本原因分析の方法およびこれを実施するた</u> <u>めの体制について手順に定め実施する旨を明記。</u>

以上